

間接輸出に係る該非判定願い (該非判定依頼書)

東洋炭素株式会社
営業担当:

宛

記入日 20 年 月 日

下記(別紙がある場合も含む)、記入の情報に相違ありません。

【お客様ご記入欄】※太枠内をお客様にてご記入ください。

貴社名

所在地

所属・役職

ご氏名

印

電話番号

FAX

該非判定書類の使用目的

＜お取引内容＞

最終需要者
(社名)

所在地

貨物の最終
設置場所

事業概要

製品用途

輸出者
(社名)

輸出予定日 20 年 月 日

取引経路

＜対象製品＞※こちらは当社から販売時の様態を基にご記入ください。

製品名

※所定の欄に記入しきれない場合は「別紙のとおり」とし、必要事項が記入された別紙を作成のうえ、添付願います。恐れ入りますが、別紙にはご氏名の記入とご捺印をお願いいたします。

当社よりお客様へ

当社において、リスト規制に非該当と判定した場合であっても、お客様の仕向国、需要者、用途によっては「キャッチオール規制」に抵触する場合があります。この「キャッチオール規制」の判定につきましては、お客様が入手されている情報とご判断にて、適切に輸出手続きを行って頂きますよう、お願い申し上げます。

また、当社において実施する該非判定は、当社から販売時の様態を基に行うため、当社からの販売後に、お客様において加工等を行った場合には、法令等を十分にご確認の上、お客様のご責任とご判断の下で、適切に該非判定を行って頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、お客様よりいただいた情報は、該非判定書類の作成にのみ利用させていただき、他の目的には利用いたしません。お客様よりいただいた情報について、お客様からのご要望で、変更及び修正等が生じた場合は、お客様ご本人よりご連絡いただければ、適宜対応させていただきます。

以上

【東洋炭素(株)記入欄】

受付No.	
輸出管理室	
承認(輸出)	照査(輸出)

申請部署:

各部署 管理No.		
営業部門		
承認(営業)	照査(営業)	担当(営業)

←

製品出荷(予定)日

製作指令書NO

記入例

間接輸出に係る該非判定願い (該非判定依頼書)

東洋炭素株式会社
営業担当:

宛

(ご記入の前に)
青文字は、例文となります。
赤文字は、その点を踏まえご記入願います。

記入日 20 年 月 日

下記(別紙がある場合も含む)、記入の情報に相違ありません。

【お客様ご記入欄】※太枠内をお客様にてご記入ください。

貴社名 ○○工業株式会社 ○○事業所

所在地 大阪府××市△△町□□-□

所属・役職 役職等は問いません。お客様のご判断でお願い致します。

ご氏名 山田 太郎

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

FAX △△-△△△-△△△△

該非判定書類の使用目的 通関時に必要のためor経済産業省へ許可申請のため

＜お取引内容＞

最終需要者
(社名) ○○ □□ CO.,LTD

所在地 △△△△ ×××× 国籍 国籍も必ずご記入ください。

貨物の最終
設置場所 同上

事業概要 最終需要者の事業概要をご記入ください。

何を製造するためのどのような装置等の部品として当社製品が使用され、最終どのようなものに用いられるかご記入ください。

製品用途 ○○を製造する××装置の△△(部品)として使用する。○○は最終、□□(最終用途)に用いられる。

輸出者
(社名) 株式会社□□

輸出予定日をご記入ください。

輸出予定日 20 年 月 日

取引経路

○○工業株式会社→株式会社□□(輸出者)→○○ □□ CO.,LTD(最終需要者)
(例1) 下記対象製品を株式会社□□へ納入後、××装置に組込まれた後、全数輸出され最終需要者にて上記製品用途に使用。
(例2) 下記対象製品を株式会社□□へ納入後、全数単体で輸出され最終需要者にて××装置に組込まれた後、上記製品用途に使用。
(例3) 下記対象製品を株式会社□□へ納入後、2個(4個中)単体で輸出され最終需要者にて××装置に組込まれた後、上記製品用途に使用。残り2個についても○月に同様の取引経路にて輸出予定。

取引経路につきましては、輸出者、最終需要者名等のご記入だけではなく、例のように必ず、貨物の流れについてもご記入をお願いいたします。

＜対象製品＞※こちらは当社から販売時の様態を基にご記入ください。

製品名

上記※を基にご依頼の製品名をご記入ください。
また、複数の場合は下記の※の手順にて別紙ご作成をお願いいたします。

※所定の欄に記入しきれない場合は「別紙のとおり」とし、必要事項が記入された別紙を作成のうえ、添付願います。恐れ入りますが、別紙にはご氏名の記入とご捺印をお願いいたします。

当社よりお客様へ

当社において、リスト規制に非該当と判定した場合であっても、お客様の仕向国、需要者、用途によっては「キャッチオール規制」に抵触する場合もあります。この「キャッチオール規制」の判定につきましては、お客様が入手されている情報とご判断にて、適切に輸出手続きを行って頂きますよう、お願い申し上げます。

また、当社において実施する該非判定は、当社から販売時の様態を基に行うため、当社からの販売後に、お客様において加工等を行った場合には、法令等を十分にご確認の上、お客様のご責任とご判断の下で、適切に該非判定を行って頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、お客様よりいただいた情報は、該非判定書類の作成にのみ利用させていただき、他の目的には利用いたしません。お客様よりいただいた情報について、お客様からのご要望で、変更及び修正等が生じた場合は、お客様ご本人よりご連絡いただければ、適宜対応させていただきます。

以上

【東洋炭素(株)記入欄】

受付No.	
輸出管理室	
承認(輸出)	照査(輸出)

申請部署:

各部署 管理No.		
営業部門		
承認(営業)	照査(営業)	担当(営業)

製品出荷(予定)日

製作指令書NO